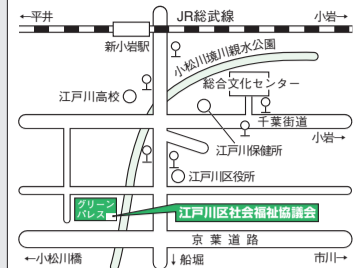


社協だより

URL <http://www.edogawa-shakyo.jp/>

第 143 号
発行/社会福祉法人
江戸川区社会福祉協議会
〒132-0031
江戸川区松島1-38-1
グリーンパレス 1階
電話 03(5662)5557



社協賛助会員募集!

～あなたの会費が地域福祉を支えます～

会費の納入方法

- ◆民生・児童委員を通じて納入
(お電話いただければお近くの方を紹介いたします)
- ◆社協窓口へ直接納入
- ◆郵便振替での納入
<郵便振替口座>
00110-6-65409



社会福祉法人
江戸川区社会福祉協議会
※振込用紙の通信欄に「社協賛助会費」と明記してください。
(お電話いただければ振込用紙を郵送いたします)

会員区分と年会費

- ★賛助会員 1口500円
- ★特別賛助会員 年額10,000円以上

※個人、法人、事業所、団体等、どなたでも会員になれます。
会員には、社協賛助会員シール(門標)をお渡しします。

《問合せ・申込はこちらまで》
〒132-0031 江戸川区松島1-38-1グリーンパレス1階
社会福祉法人 江戸川区社会福祉協議会
☎03(5662)5557 ☎03(3654)2940

社会福祉協議会(社協)は、地域における住民の福祉向上のため、地域の方々とともに、様々な福祉活動を推進する民間の自主的な組織です。
社協の福祉活動を支えている財源は、多くの方々の寄付金と会員会費、そして区からの補助金です。
「社協賛助会員」とは、会費を納めることで、社協が推進する福祉事業を財政的に支え、地域福祉活動に参加する方々のことです。個人・法人・事業所・団体等どなたでも、ご入会できます。
会員募集は年間を通して行っていますが、6月～9月は会員増強期間として、それぞれの地域の民生・児童委員さんに賛助会員の勧誘をお願いしています。
賛助会費は社協が地域福祉活動を推進して行く上で、大きな支えとなる財源として、障がい者の方や熟年者の方などの事業に使われます。(2面で紹介)

安心生活センター3つの新規事業

【おひとり様支援事業】

ひとり暮らしの方で、支援可能な親族がない熟年者の方々が、住み慣れた地域で安心した生活をおくれるように、マモルくん(江戸川区民間緊急通報システム)を利用し、社会福祉協議会が緊急連絡先となって見守りを行います。また、入院時には預託金50万円の範囲内で、入院代の支払い支援などを行います。

- ◆利用できる方には要件があります。
- ◆保証人や身元引受人はなれません。
- ◆来所相談の場合は、事前予約をお願いいたします。
- ◆利用料金等、詳細につきましては、窓口までお問い合わせください。

【入院時サポート事業】

入院中に必要な行政手続きや、入院生活に必要な支払手続きのお手伝いをします。詳しくは、安心生活センターまでお問い合わせください。

【成年後見何でも相談(無料電話相談)】

成年後見制度を利用されている方、これから利用をお考えの方、どなたでもご相談ください。

◆専用ダイヤル ☎03-5662-7690

社会貢献型区民後見人 養成研修

受講生募集!

江戸川区社会福祉協議会では、区民後見人の養成研修を行います。

★研修説明会・オリエンテーション

- 日時 令和元年8月28日(水)
- 場所 グリーンパレス5階 孔雀1
- 時間 午後1時30分から4時



あなたの力を
地域で活かして
みませんか?

基礎研修予定日

- 1日目 11月11日(月)
- 2日目 11月13日(水)
- 3日目 11月14日(木)

詳しくは、
安心生活センターまでお問い合わせください。

☎ 03(3653)6275

地域の中で誰もが自分らしく暮らせる社会を目指して!



平成31年度(令和元年度)事業計画・予算 予算総額 830,870千円(公益事業会計含む)

(平成31年度事業計画・予算は平成31年3月27日開催の評議員会で議決されました)

江戸川区社協のおもな事業

安心生活センター

安心生活サポート事業

判断能力が十分でない方を対象に、ご本人と社会福祉協議会が契約を結び、福祉サービスの利用手続きや銀行での払い戻し、支払いなどをお手伝いします。



成年後見制度利用相談事業

成年後見制度とは、意思判断能力が低下した方の財産管理や身上監護を、法的に権限を与えられた代理人(成年後見人等)が行う仕組みです。成年後見人等の選任に必要な家庭裁判所への申立が円滑に行えるように支援します。

苦情解決相談事業

福祉サービスに対する苦情に対して、苦情解決委員が中立公正に対応します。(介護保険法及び障害者自立支援法に基づく福祉サービスは除きます。)

愛の杖贈呈

60歳以上で杖を必要としている区民の方に歩行補助用の杖を差し上げています。

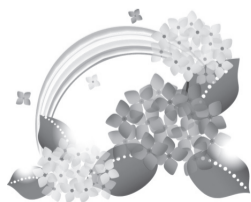
この事業は、社会福祉協議会に寄せられた寄付金で実施しています。杖は区内27ヶ所で受取ることができます。

- ★江戸川区社会福祉協議会
- ★くつろぎの家
- ★なごみの家(区内9カ所)
- ★健康サポートセンター(区内8カ所)
- ★8カ所の熟年相談室(地域包括支援センター)
泰山・江戸川区医師会・江戸川区医師会一之江・小岩ホーム・ウエル江戸川・第二ウエル江戸川・暖心苑船堀・江戸川光照苑



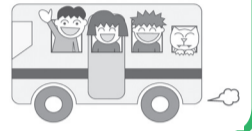
その他の事業

- ★なごみの家管理運営
- ★地域福祉活動団体への助成
- ★歳末たすけあい運動
- ★区からの受託事業
- ①くつろぎの家管理運営
- ②くすのきカルチャーセンター管理運営



心身障がい児(者)親子激励バスハイク

毎年、知的障がい児(者)親子と肢体不自由児(者)親子を対象に日帰りバスハイクを実施しています。
※今年は5月18日・25日・26日に実施しました。



ハンディキャブの貸出

車椅子を使用する方が、通院や社会参加等の移動手段として利用できる軽自動車のハンディキャブを貸出します。



車椅子の貸出

江戸川区在住の方で車椅子が一時的に必要なとき無料で貸出しを行っています。退院後の療養や通院の往復、散歩や買い物、骨折やけがでの一時的な利用や、地方から高齢の親が出てくる時なども利用可能です。
※貸出期間は1日~1か月まで。



生活福祉資金貸付

所得の少ない世帯、障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、使途・目的別の資金の貸付と必要な相談支援を行う制度です。資金種類ごとに条件・基準が定められています。まずはご相談ください。

受験生チャレンジ支援貸付 (塾代、受験料)

一定の収入以下の世帯の受験生を支援するため、学習塾などの費用や受験料を無利子で貸付しています。(限度額あり)

- ・利用に際しては要件があります。
- ・高校、大学等に入学した場合、返済が免除されます。
- ・申請には事前相談が必要です。(要予約・令和2年1月末まで)

※詳しくはお電話でお問合せください。

【問合せ】
受験生チャレンジ直通 ☎03(5662)7638 平日9時~17時

